

令和5年度第5回瑞浪市地域公共交通協議会（再協議分） 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和6年1月22日

3 協議期間

令和6年1月22日～26日

4 協議事項

- (1) 瑞浪市コミュニティバス運行内容変更案について
- (2) 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）について
- (3) 瑞浪市地域公共交通計画案について

5 協議結果

協議事項（1）～（3）のいずれも

承認 18名

不承認 0名

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認された。